

# 豊田市社会福祉協議会高校生等就学応援金

## 1 目的

豊田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、その就学に必要な資金を支給することにより、就学の機会を確保し、併せて福祉の増進を図ることを目的とする。

## 2 内容

子ども基金を財源に「豊田市社会福祉協議会高校生等就学応援金」を支給する。

（１）募集定員 30名程度とする。

（２）支給額 一人あたり月 6,000 円を 12ヶ月分（72,000 円/年）支給する。

## 3 対象者

以下の全てに該当する者

（１）市内に居住し、高等学校等に在学していること。

（２）経済的理由により就学が困難であること。（生活保護世帯に属する場合は除く。）

（３）生計を主として維持する者が、市内に居住していること。

（４）他の給付型奨学金の給付を受けていないこと。

但し、本会会長が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

## 4 審査委員会の役割

就学応援金の支給に関する審査を円滑かつ適正に行う。

## 5 審査委員の組織

審査委員会は、5名以内で組織する。

| No. | 選出区分         | 所属団体              |
|-----|--------------|-------------------|
| 1   | 学識経験者又は教育関係者 | 愛知県公立高等学校長会 西三河地区 |
| 2   | 民生委員・児童委員    | 豊田市民生委員児童委員協議会    |
| 3   | 社会福祉関係者      | 社会福祉法人愛知玉葉会       |
| 4   | “            | 豊田市役所 福祉部         |
| 5   | “            | 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会  |

## 6 審査委員の任期

任期は2年以内（令和10年6月30日まで）

## 7 選考基準

### 1 人物について

- 1) 礼儀正しく、誠実であること。
- 2) 学ぶ意欲があり、学業を修了できる見込みがあること。

### 2 家計について

家計の選考基準は次のとおりです。

$$\begin{aligned} & \text{① (市町村民税課税標準額} \times 1 \times 0.06 - \text{市町村民税調整控除額} \times 2) \times 3 \\ & - \text{② (多子控除)} \times 4 \\ & - \text{③ (ひとり親控除)} \times 4 \\ & - \text{④ (私立自宅外控除)} \times 4 = \text{算定基準額 (116,000円以下)} \end{aligned}$$

- ※1 扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（申請者の生年月日が1月2日～4月1日の早生まれ）は、生計維持者の内1人の課税標準額から33万円控除
- ※2 政令指定都市で市民税を課税されている場合は、調整控除額に4分の3を乗じた額を使用
- ※3 ①の計算結果については、100円未満を切捨て
- ※4 控除額表

|         | 内 容                                                |
|---------|----------------------------------------------------|
| 多子控除    | 生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合は、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除 |
| ひとり親控除  | ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除                           |
| 私立自宅外控除 | 申請者が私立の学校に在籍し自宅外通学の場合に22,000円を控除                   |

### （参考）算定モデルケース

- ・世帯構成…父、母、弟（中学生）、申請者（公立高校生1年生）の4人
- ・年収…父4,800,000円、母1,050,000円

#### ●各数値は

- ・市町村民税課税標準額…父1,920,000円、母0円
- ・市町村民税調整控除額…1,500円
- ・多子控除…0円 ・ひとり親控除…0円 ・私立自宅外控除…0円

#### ●算定式に当てはめると

$$\begin{aligned} & 1,920,000 \text{円} \times 0.06 - 1,500 \text{円} - 0 \text{円} - 0 \text{円} - 0 \text{円} \\ & = \underline{\underline{113,700 \text{円}}} \end{aligned}$$

\*市町村民税課税標準額とは、前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入から必要な所得控除を差し引いたものです。課税証明書に課税標準額が記載されています。